

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は24年2月13日であったと認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年8月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは1,200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月頃から24年9月頃まで
② 昭和24年9月頃から27年9月頃まで
③ 昭和27年9月頃から28年8月頃まで

昭和21年3月からA事業所に住み込みで勤務した。24年に父が亡くなり半年間ほど実家に帰り、再びA事業所に戻ったところ事業所が無くなっていたので、同年9月からB事業所で勤務することになった。その後27年9月頃にB事業所の仕事がなくなったため再びA事業所で勤務した。厚生年金保険被保険者記録によるとA事業所において22年8月1日に被保険者資格を取得したことは確認できるが喪失日の記載が無く、申立期間について被保険者記録が無いので、調査して厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、昭和22年8月1日にA事業所において被保険者資格を取得したことが確認できるものの、同被保険者台帳には資格喪失日の記載が無く、A事業所における資格喪失日が確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人と同様にA事業所において被保険者資格を取得したことが確認できる同僚についても、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳に資格喪失日の記載が無く、A事

業所における資格喪失日が確認できないことから、当時、社会保険出張所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

さらに、申立人は、「昭和 24 年に父が亡くなり半年間ほど実家に帰り、再び A 事業所に戻ったところ事業所がなくなっていたので、その年の 9 月から B 事業所に勤務した。」と述べているところ、戸籍謄本により申立人の父が 24 年*月*日に死亡していることが確認できることから、同日まで A 事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は 24 年 2 月 13 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額、厚生年金保険被保険者台帳により確認できる標準報酬等級及び昭和 24 年 8 月の標準報酬月額等級表の改訂から、22 年 8 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 1 月までは 1,200 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 21 年 3 月頃から 22 年 8 月 1 日までの期間、24 年 2 月 13 日から同年 9 月頃までの期間及び申立期間③について、A 事業所の当時の事業主は既に死亡していると考えられる上、同僚からも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間③当時、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、申立人は、A 事業所の従業員は昭和 25 年に全員退職した旨述べていることから、申立期間③において、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、申立人は、B 事業所における従業員は申立人のみであったと述べていることから、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、事業主の連絡先は不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年8月1日から34年8月6日までの期間、同年11月21日から36年1月21日までの期間及び同年3月1日から37年4月10日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間うち、平成3年8月1日から5年5月31日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から34年8月6日まで
② 昭和34年11月21日から36年1月21日まで
③ 昭和36年3月1日から37年4月10日まで
④ 平成3年8月1日から5年5月31日まで

申立期間①について、A社に正社員として勤務していた。申立期間②についてはB社（現在は、C社）に、申立期間③についてはD社に、どちらも夜学に通いながらアルバイトとして勤務していた。給与の金額は覚えていないが、家賃が5,000円ぐらいであったため給与が1万円以下ということにはなかったと思うので調査してほしい。

申立期間④について、E社において、100万円ぐらいの給与を受け取っていたので標準報酬月額が22万円というのは誤りである。平成5年7月に3年8月に遡って標準報酬月額が訂正されているとのことであるが、そのような届出をしたことはない。給与額及び厚生年金保険料が控除されていたことの証拠として課税証明書を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「資料は何も残っていないが、当時の給与額は数千円台であった。中学校を卒業

したばかりの者の給与が1万円以上ということはありません。また、当時の事業主は既に死亡している。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同年度に被保険者資格を取得した昭和15年から17年生まれの同僚3人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額の8,000円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間②について、C社は、保管している最も古い台帳は、申立期間より後の昭和39年に退職した社員の社会保険台帳であり、その中の申立人と同様の勤務形態の社員の標準報酬月額を確認したが、それらと比べても申立人の標準報酬月額7,000円が不自然に低い額ではない旨回答している。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得した昭和15年から19年生まれの同僚20人の資格取得時の標準報酬月額は、いずれも申立人と同額の7,000円であることが確認できる上、当該同僚の中には、申立人が同じ業務をしていた同僚として氏名を挙げた者が含まれており、学生でアルバイトとして勤務し申立人と同様の業務を行っていたとする別の同僚は、「当時、私の給与は1か月7,000円ぐらいであったと記憶している。」と述べていることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

申立期間③について、D社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ月に被保険者資格を取得した昭和12年から19年生まれの同僚4人の資格取得時の標準報酬月額は6,000円又は7,000円であり、申立人と同様に学生でアルバイト勤務であったと述べている3人の資格取得時の標準報酬月額も6,000円又は7,000円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、D社は、給与及び標準報酬月額に関する資料は残っていないと回答しており、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、E社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年5月31日）より後の同年7月6日付けで、3年8月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、E社の登記簿により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時のE社の社会保険事務担当者及び顧問税理士の氏名を記憶しておらず、従業員等への照会も希望していない。

このほか、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の関与もなしに、無断で処理を行った事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1403 (事案 234, 1286 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私の A 社 B 工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 52 年 3 月 1 日であるはずだが、同年 2 月 28 日とされている。これまでに 2 回、年金記録訂正の申立てを行ったがいずれも認められなかった。

認められなかった理由として源泉徴収票が無い旨記載されていたが、源泉徴収票は、当時、医療費控除を受けるために確定申告を行った際、税務署に提出したので、当該資料が無いことについて当方に責任はない。保存の有無を問うのであれば税務署に対し保存義務を問うべきである。

また、還付金を受け取った銀行に取引履歴は残っていないとのことだが、今回新たに郵便貯金通帳の記号番号が見付かったので郵便貯金の取引履歴を調査してほしい。

さらに、A 社は合併されて社名変更したとのことだが、同社は C 社の下請会社であるから、同社に社員の記録も残されていると思われ、上司は死亡しているため照会できなくても当時の状況を確認する方法があるはずである。

加えて、前回、名前を挙げた同僚が厚生年金保険の名簿で確認できないと言われたが、別の同僚の名前はあるとのことであった。この二人は、A 社 B 工場に同期で入社したので、二人のうち一人だけ名前が無いのはおかしい。再度調査し、この二人に当時のことを聞いてほしい。また、退職時に事務を引き継いだ同僚を思い出したのでその人にも照会してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 2 月 28 日であることが

確認できるところ、企業年金連合会が管理している同社に係る厚生年金基金加入員台帳に記載された申立人の厚生年金基金の資格喪失日も同日（昭和 52 年 2 月 28 日）であることが確認できること、ii）職業安定所が管理している同社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は同年 2 月 27 日とされているところ、厚生年金保険では制度上、被保険者資格喪失日は退職日の翌日となることから、両記録は一致しており不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、自身の退職日を手帳に記載したとする上司及び同僚の名前、当時の源泉徴収票を提出した確定申告時の還付金を受領した銀行名を挙げて、再度の記録訂正の申立てを行ったが、i）申立人の退職日を手帳に記載したとする上司は既に死亡しているため、当時の状況は確認できないこと、ii）申立人が主張している銀行に確認したが、取引履歴の保管期間は 10 年間であるため申立期間当時の履歴は確認できないこと、iii）申立人が名前を挙げた同僚は A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿に見当たらないため、当時の状況が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、確定申告に伴う還付金が郵便貯金口座に振り込まれた記憶があり、当該口座の取引履歴を調べてほしい旨主張し、当該郵便貯金通帳の記号番号とともに、退職時に事務を引き継いだ同僚の名前などを挙げて再々度の申立てを行っている。

しかし、D 銀行事務センターに照会したところ、当該郵便貯金通帳の記号番号は、昭和 52 年当時は未開設である上、取引履歴の保管期間は現時点から遡って 10 年間である旨回答しており、申立期間当時の取引履歴を確認することができなかった。

また、A 社の関連会社である C 社に照会したところ、関連会社の記録については別会社のため保管していないと回答しているほか、A 社では事業場ごとに社員の勤務状況を管理していたとしていることから、同社 B 工場の統合先である E 社に照会したところ、昭和 55 年 10 月に工場を移転した際、関係書類を破棄しているため、当時の状況は確認できない旨回答しており、いずれの事業所からも A 社における申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、申立人が退職願を提出した際、当時の上司（既に死亡）が申立人の退職日などを自身の手帳に記入していたとしていることから、当該上司の妻に照会したところ、「夫は十数年前に死亡し、そのような手帳を持っていたかどうか今となっては分からない。申立人の名前も初めて聞いた。」と回答している。また、前回、申立人から名前の挙げた同僚は、A 社 B 工場の

厚生年金保険被保険者名簿に見当たらなかったため、個人を特定することができなかったものの、今回、他の同僚への照会を基に、当該同僚を特定することができたため照会を行ったが、当該同僚は申立人のことを記憶していない上、申立人が当該同僚と同期で入社したと記憶している同僚にも照会したが、「申立人のことは知っているが、当時のことで答えられることは何もない。」と回答しており、他の複数の同僚も申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

加えて、申立人がA社B工場を退職する際に事務を引き継いだ同僚は、「給料の締日がいつであったか覚えていないが、私を含め多くの人が給料の締日で退職したと思う。しかし、申立人は締日より1日程度長く勤務していた。ほかの人と違っていたのでそれだけはよく覚えている。」と供述しているところ、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の資格喪失日は昭和57年11月26日となっているほか、申立人の資格取得日の前後約2年間に入社した者の資格喪失日を確認したところ、26日に資格喪失した者が多数みられることから、当時の同社の給料の締日は25日であったと考えられ、上記同僚の供述から判断しても、申立人の資格喪失日が52年2月28日であることに不自然さはいかたがえない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、1回目の申立てにおいて源泉徴収票が確認できないとする委員会の判断の理由については、申立人の責任を問うているものではなく、源泉徴収票が無いことのみをもって当該事案があっせんできないと判断されたものではない。